

返戻金制度に関する事項

当社紹介により無期雇用にて就職した者が入社後2ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- | | |
|-----------------|-----|
| 1) 入社後1ヶ月以内 | 50% |
| 2) 入社後1カ月超2ヶ月以内 | 25% |

・紹介予定派遣または派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介の場合、この返戻金制度は適用しません。

・返戻金制度は、求人者と当社間で協議の上、契約により別の定めをする場合があります。

株式会社プロスタッフ

有料職業紹介事業許可番号：14-ユ-060004